

資料 2 - 6

○湖南広域行政組合関係市負担金の負担割合を定める条例

平成10年4月1日
条例第39号

湖南広域行政組合規約(平成9年県指令市振第2183号)第3条に規定する共同処理する事務
に関し、同規約第12条に規定する負担金の負担割合を、次のとおり定めるものとする。

負担金区分	負担割合	備考
1 議会総務関係経費	均等割 12% 人口割 88%	この経費は、他のいずれにも属さない経費をいう。
2 保健衛生関係経費		
(1) 二次救急運営経費	均等割 30% 人口割 70%	
(2) 休日急病診療所管理運営経費	均等割 30% 利用者割 70%	
(3) 休日急病診療所施設整備経費	均等割 30% 人口割 70%	
3 清掃関係経費		
(1) 運営経費	均等割 20% 処理人口割 20% し尿投入量割 60%	
(2) 改良事業経費	均等割 10% 人口割 50% し尿投入量割 40%	昭和58年度から平成6年度までの平均人口 昭和58年度から平成6年度までの平均投入量
(3) 施設更新事業経費	均等割 10% 処理人口割 50% し尿投入量割 40%	
4 消防関係経費	普通交付税消防費基準財政需要額割 100%	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成11年3月4日条例第1号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

付 則(平成16年10月1日条例第6号)

この条例は、平成16年10月1日から施行する。

付 則(平成25年2月28日条例第5号)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 診療所移転までの間、休日急病診療所管理運営経費の負担割合は、平成25年度は平成24年4月から9月の関係市(湖南広域行政組合規約(平成9年県指令市振第2183号)第2条に規定する市をいう。以下同じ。)の市民利用者数割とし、平成26年度は平成24年10月から1年間における関係市の市民利用者数割とする。

付 則(平成27年3月4日条例第5号)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 休日急病診療所管理運営経費の負担割合は、平成27年度は平成26年4月13日から9月末日までの関係市(湖南広域行政組合規約(平成9年県指令市振第2183号)第2条に規定する市をいう。以下同じ。)の市民利用者数割とし、平成28年度以降は前々年度の10月から1年間における関係市の市民利用者数割とする。